



## Global Tax Update

オランダ

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。

日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 1. 株式売却関連費用に係る VAT の取扱い

株式売却時には通常様々なコストが発生するが、VAT 課税取引に従事する事業者であってもこれらのコストに係る付加価値税(value added tax: 以下「VAT」)を常に控除できるわけではない。今回、Den Bosch 控訴裁判所(Court of Appeal)でも同様の判決が下された。

#### (1) Den Bosch 控訴裁判所での審議

本訴訟で問題となった課税事業者は、有償でマネジメント業務を提供する持株会社(本件持株会社)である。本件持株会社は、自身が株式の3分の1を保有する中間持株会社に株式を保有されている法人(孫会社)にマネジメント業務を提供していたが、1998年、中間持株会社が孫会社の株式を売却したため、本件持株会社から孫会社へのマネジメント業務の提供は終了した。孫会社売却時、本件持株会社にはアドバイザーサービスに係る費用(アドバイザーサービス費用)が発生していたが、中間持株会社への請求はされなかった。本訴訟における争点は、本件持株会社がこのアドバイザーサービス費用に係る VAT を控除できるか否かであった。

#### (2) Den Bosch 控訴裁判所の判決

Den Bosch 控訴裁判所は以下のような判決を下した。

「アドバイザーサービスについては、インボイスが本件持株会社に発行され、支払も本件持株会社が行っているため、本件持株会社が顧客とみなされる。このことは、本件持株会社がアドバイザーサービス費用を中間持株会社に請求していればより明白であつたらう。しかし、実際には請求されなかったため、アドバイザーサービス費用が控除される元となる課税売上はなく、本件持株会社は当該アドバイザーサービス費用に係る VAT を控除することはできない。

しかし、本件持株会社がアドバイザーサービス費用を負担したことが正当な取扱いで、したがって中間持株会社に請求しなかったことは正当だったとしても、当該費用は VAT が非課税の株式売却に起因するため、当該費用に係る仕入 VAT を控除することはできないという見方は変わらない。ただ、アドバイザーサービス費用が、株式売却価格に含まれない一般経費(general costs)に該当していれば控除が認められた可能性があり、その場合、アドバイザーサービス費用は本件持株会社の事業に起因するものとされ、VAT 課税所得の算定に含まれたであろう。本件持株会社はアドバイザーサービス費用とマネジメント業務との間に関連

性があるとしているが、アドバイザーサービスの提供が VAT 課税取引であるマネジメント業務の範疇にあるという十分な根拠は示されておらず、株式売却サポートがマネジメント業務の一部であることを示すマネジメント契約も締結されていない。本件持株会社の主張が合理性に欠けることは、1998 年に受領したマネジメントサービスフィーが 66,667 ギルダで、株式売却サポート費用が VAT を含めて 241,996 ギルダだったことから明らかである。また、株式売却サポート費用は非経常的な費用であり、本件持株会社の営業費用ではないため、通常の VAT 課税売上の算定に含めることはできない。最後に、マネジメント業務を新規に開始しようとした本件持株会社の取組みはうまくいかず(2003 年になって初めてうまくいきはじめた)、当該新規マネジメント業務と株式売却サポート費用との間の関連性を示すものはない。

### (3) 説得力に欠ける判決

株式売却関連費用に係る VAT は控除不可能であるという控訴裁判所の判決結果は明確だが、これにはかなり論争の余地があると思われる。特に指摘したいのは、アドバイザーサービス費用を株式売却に起因する費用とみなしている点である。というのも、当該株式売却を行ったのは本件持株会社ではなく中間持株会社だからである。

また、アドバイザーサービス費用が当該年度のマネジメントフィーの金額を超過しているとみなされたこと、そして非経常的であるとみなされたことについても論争の余地があろう。なぜなら、たとえそうであっても当該費用は VAT 課税所得の算定に含めることができるからである。(全額は無理かもしれないが、VAT 課税事業者は損失を計上できる。)したがって、本件持株会社が異議申立てをしても驚くにはあたらない。

### (4) 実務への影響

重要なのは、マネジメントサービス契約の中に、可能であれば、「株式が売却される際に提供されるサポート業務は(最後の)マネジメント業務に該当する」という条項を入れておくことである。こうすることにより、マネジメント業務を行う持株会社が株式売却関連費用に係る仕入 VAT を控除することが可能となる。これは、本件のような、株式売却を行った持株会社が株式売却関連費用を負担せず、

またその請求も行われぬ事案にも当てはまる。また、株式売却が予定されている場合にはそれに備えてマネジメントサービスフィーを増額しておいた方がよいと考えられる。

最後に、本件持株会社は、VAT 非課税事業者である持株会社の VAT グループへの参加を認める制度(holding resolution)を適用することができたと考えられる。当該制度では、VAT 課税事業者である持株会社の仕入 VAT 控除額は、VAT 課税取引と VAT 非課税取引の割合に基づいて決定されると規定されている。税務当局は当該制度を適用できるか否かについて検討していると思われる。

## 2. 会社分割における課税繰延措置に関する新規定

### (1) 政策決定の内容

財務大臣は、「会社分割における法人税制」に関して2つの新しい規定を発表した。これらの規定は、「スプリットオフ(split-off)」および「スプリットアップ(split-up)」という2つの種類の会社分割に関するもので、2015年1月27日以降にその効力が生じる。

### (2) スプリットオフ(afsplitsing)

スプリットオフは民法上の法的概念であり、分割法人がその資産の一部を別の法人に分割譲渡することである。資産を分割譲渡した法人は分割後も存続する。また、税務上は株主資本も移転されるため、原則、分割された資産に係るすべての隠れ留保金(hidden reserve)について法人税が発生する。ただし、オランダ法人税法には、一定の条件を満たす場合に課税の繰延べを認める措置(課税繰延措置)が規定されている。

実務上、法人税が発生しないスプリットオフが検討されることは多く、可能性がある状況の一つとして挙げられるのがグループ再編である。課税繰延措置適用に関しては過去にも法令が発表されているが、法人税法が改正され、大幅な規定改正が必要とされていた。今般、財務大臣は、課税繰延措置の適用に関する規定を定める法令を発表し、当該法令においては増加するクロスボーダースプリットオフを主に取り上げており、課税繰延措置適用が期限後に申請された場合の取扱い等が規定された。

### (3) スプリットアップ(zuivere splitsing)

スプリットアップにより資産を譲渡した法人は消滅し、消滅法人の資産は複数の分割承継法人に譲渡される。ただし、法人税法上はスプリットアップも譲渡とみなされ、スプリットオフ同様に課税繰延措置が規定されている。スプリットアップに関する課税繰延措置は施行後 20 年近くが経過しているが、当該措置の適用に関する規定はこれまで発表されておらず、今回初めて、スプリットアップにおいて課税繰延措置を適用するための標準要件が発表された。当該規定の主なポイントはスプリットオフとほぼ同様で、期限後に適用申請がなされた場合の取扱いおよびクロスボーダースプリットアップにおける課税関係が規定されている。

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

### 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte & Touche  
アムステルダム事務所**

マネジャー 藤尾 和樹

[KaFuji@deloitte.nl](mailto:KaFuji@deloitte.nl)

河端 美沙紀

[Mikawabata@deloitte.nl](mailto:Mikawabata@deloitte.nl)

### ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ**

**東京事務所**

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
新東京ビル 5 階

T E L : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。